

愛媛県奨学のための給付金 (県内私立学校・新入生早期給付用)

愛媛県では、授業料以外の教育費の負担軽減を図るため、次の要件を満たす私立高等学校等（高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校（1～3年生）、専修学校高等課程等（特別支援学校高等部を除く））の生徒の保護者等に対し、「私立高等学校等奨学のための給付金（返済不要、申請必要）」を支給しています。

保護者の失職等により家計が急変した世帯を含め、年度当初に特に負担の大きい新入生に対する一部（3か月分）の前倒し給付を行います。

なお、今回申請された場合も、7月分以降の給付は7月1日を基準日として支給要件を確認しますので、改めて申請が必要となります。

また、今回申請されない場合は、7月1日基準日とする1回の申請で年額の給付となります。

※家計急変による申請につきましては、あらかじめ、個別に在学する学校までご相談ください。

※本給付金は、保護者等が在住する都道府県において支給することとなりますので、愛媛県外に在住の方は、お住まいの都道府県にお問合せください。

1 支給要件（令和7年4月1日時点で次の要件を全て満たすこと）

基準日（4月1日）時点で下記の要件を満たしている必要があります。

- （1）保護者等が愛媛県内に住所を有している
- （2）次の（ア）～（エ）のいずれかを満たしている
 - （ア）保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯（生活保護受給世帯を含む）
 - （イ）保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割合算額が105,500円未満の世帯（専攻科生のみ）
 - （ウ）保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割合算額が264,500円未満かつ扶養される子が3人以上の世帯（専攻科生のみ）
 - （エ）家計急変により保護者等の収入が減少して、当該保護者等の世帯が道府県民税所得割及び市町村民税所得割が（ア）～（ウ）のいずれかに相当する世帯（イ、ウについては専攻科生のみ）
- （3）令和7年4月1日に高等学校等に入学した生徒
- （4）児童福祉法による措置費等の支弁対象者であって、見学旅行費又は特別育成費が措置されていない

2 支給額（対象生徒一人あたりの額）

給付回数には上限があります。
詳しくは「6.その他」をご確認ください。

世帯区分	通信制以外		通信制		専攻科	
	年額	今回支給額 (1/4)	年額	今回支給額 (1/4)	年額	今回支給額 (1/4)
生活保護(生業扶助)受給世帯	52,600円	13,150円	52,600円	13,150円	52,100円	13,025円
道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯 (生活保護〔生業扶助〕非受給世帯) ※家計急変により非課税に相当すると認められる世帯も含む	152,000円	38,000円	52,100円	13,025円	52,100円	13,025円
道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が105,500円未満の世帯 ※家計急変によりこれに相当すると認められる世帯も含む					10,420円	2,605円
道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が105,500円以上264,500円未満かつ扶養される子が3人以上の世帯 ※家計急変によりこれに相当すると認められる世帯も含む					10,420円	2,605円

3 申請方法

「受給申請書（様式第1号の3（家計急変の申請は様式第1号の2））」に、次の世帯区分ごとに掲げる書類を添付し、提出期限までに私学文書課へ郵送又は持参し提出してください。

世帯区分	添付書類
生活保護（生業扶助）受給世帯	生業扶助受給証明書（様式第4号）（※1）
	申請者の属する世帯の住民票（続柄あり、保護者等全員が記載されたもの）（※2）
	申請書に記入した口座の通帳のコピー（口座名義、口座番号がわかるページ）
道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯、 所得割額が105,500円未満の世帯、 または所得割額が264,500円未満かつ扶養される子が3人以上の世帯 （生活保護〔生業扶助〕非受給世帯）（※3）	次の書類のいずれか1つを提出（保護者等全員分必要） ・マイナンバーカードの写し（個人番号が確認できる書類の写し）（※4） ・ 令和6年度 課税証明書（コピー可） ・ 令和6年度 特別徴収税額決定通知書（コピー可） ・ 令和6年度 納税通知書（コピー可）
	申請者の属する世帯の住民票（続柄あり、保護者等全員が記載されたもの）（※2）
	申請書に記入した口座の通帳のコピー（口座名義、口座番号がわかるページ）
	扶養誓約書（様式第3号）（専攻科のみ）
	個人対象要件証明書（様式第5号）（専攻科のみ）（※5）
家計急変世帯 （令和6年1月1日から令和7年4月1日までに家計が急変したことにより世帯収入が道府県民税所得割及び市町村民税所得割が支給要件に記載の額に相当することとなった世帯）	申請者の属する世帯の住民票（続柄あり、保護者等全員が記載されたもの）（※2）
	保護者等の収入が減少した事由を記載した書類（※6）
	保護者等の収入が減少する前の保護者等の収入を証する書類（課税証明書等）
	家計急変により保護者等の収入が減少して、当該保護者等の世帯が道府県民税所得割及び市町村民税所得割が支給要件に記載の額に相当することを証する書類（※7）
	扶養誓約書（様式第3号）
	申請書に記入した口座の通帳のコピー（口座名義、口座番号がわかるページ）
	個人対象要件証明書（様式第5号）（専攻科のみ）（※5）

（注）「生活保護受給証明書」及び「住民票」は、**基準日（令和7年4月1日）以降の日付**のものを添付してください。

- ※1 従来の「生活保護受給証明書」などにより、生業扶助（高等学校等就学費）の措置状況が確認できる場合には、様式第4号の提出は不要です。その場合は、「生活保護受給証明書」等を提出ください。
- ※2 **単身赴任者を含む世帯全員が記載された住民票が必要**です。ただし、高校生等に兄弟姉妹がおり、当該兄弟姉妹が別居している場合は、兄弟姉妹の住民票については提出不要です。
- ※3 税の申告を行っていないため道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が確認できない場合は、確定申告を行った上で、給付金を申請してください。
- ※4 個人番号を確認できる書類は「個人番号カード（写）等貼付台紙」に貼付の上、提出してください。なお、就学支援金又は学び直し支援金又は専攻科支援金の申請時に、愛媛県に個人番号を確認できる書類等を提出済みである場合は提出不要です。ただし、**税情報の取得ができなかった方、無職無収入の控除対象配偶者**の方は、「**課税証明書**」等の提出が必要です。
- ※5 所定の様式（様式第5号）により、在籍する学校が証明したものの提出が必要です。
- ※6 離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出 等
- ※7 給与所得者
・会社作成の給与見込（家計急変発生後1年間分）
・家計急変後の給与明細書（3か月分以上）

個人事業主等の上記以外の者

- ・税理士又は公認会計士の作成した書類（家計急変発生後1年間分）
- ・前年の確定申告書、所得確認書（参考様式第1号）及び家計が急変した月から申請日の前月までの売上・経費等が記載された帳簿等の写し（3か月分以上）

4 申請期間・提出先（問い合わせ先）

申請期限：学校の指示する期限

提出先：在学する学校まで提出してください。

5 その他

○提出した書類により審査を行い、支給が決定された場合は指定口座に振込みます。

【支給時期】**8月初旬頃（予定）**

※書類不備等の理由により、支給が別日となる場合があります。

○虚偽の申請等により、不正に給付金の支給を受けた場合、給付金の返還と加算金を納付することとなります。

○給付回数は高校生等1人につき**年1回・通算3回（定時制・通信制の場合は4回）**が上限です。（ただし、高等学校等就学支援事業費補助金（学び直しへの支援）対象者である場合、上記回数に加えて1回（定時制又は通信制の高等学校等に通う高校生等は最大で2回まで）、給付を受けることができます。）なお、早期給付のみの受給及び早期給付と7月から翌年3月分の給付金の両方を受給した場合の当該年度の受給回数はどちらも1回と数えます。

○県内の学校に在学する場合、**保護者等が負担する授業料以外の教育費（学校徴収金）と相殺することも可能**です（学校長が認めた場合に限りです）。

この場合、「**委任状（様式第6号）**」の提出が必要です。委任状を提出した場合、給付金は**学校徴収金に充てられるため、申請者（保護者等）の口座には振り込まれません。**